

## 「OBD の利用等に係る車両メーカーの情報提供のあり方検討会」 の中間とりまとめ

平成 21 年 12 月  
国土交通省自動車交通局技術安全部整備課  
(社)日本自動車工業会  
(社)日本自動車整備振興会連合会

### 1. 本検討会について

近年、自動車の安全・環境性能向上の必要性が高まっていることから、情報処理技術等の新技術の利用が広がり、それにともない整備作業における OBD の重要性が高まりつつある。本検討会では、OBD の利用等に係る車両メーカーの情報提供のあり方に関して、環境 OBD に係わる整備についての情報提供のあり方が既に規定化されている欧米を参考としながら、法整備の可能性も含め、必要な要件について検討を行っている。

### 2. これまでの検討結果

今まで 5 回実施された「情報提供あり方検討会」にて、以下の事が国土交通省、社団法人日本自動車整備振興会連合会および社団法人日本自動車工業会で方向付けされた。

- (1) 情報提供の範囲は、J-OBD II 適合車(車両総重量 3.5t以下のガソリンエンジンおよび LPG エンジン搭載乗用車)とする。(ディーゼルエンジン搭載乗用車、貨物車および二輪車は対象外。対象システムは、一般にエンジン、トランスミッションとなる。)
- (2) 整備情報として提供されるものの種類は、1.整備に係わる情報ならびに 2.汎用スキャンツール製作に係わる以下の情報とする。また、専用スキャンツールの提供を行う。
  - 1.整備に係わる情報は、新型車解説書、整備要領書、配線図を含む整備情報とする。
  - 2.汎用スキャンツール製作に係わる情報は、故障コード、フリーズフレームデータ、診断データおよび診断補助機能とする。ただし、アクティブテスト等の内、不正改造や車両故障等につながる可能性がある場合は除外することが出来る。
- (3) 盗難防止に係わる情報提供については、情報管理のための信頼できる機関が必要であることから、これに相当する機関が存在しない現状を鑑み除外とする。

- (4) リプログラミングに係わる情報は、不正改造防止の観点から、専用スキャンツール使用を前提とする。
- (5) 情報及び専用スキャンツールの提供は、妥当な金額による有償提供とし、原則Web(汎用スキャンツール製作に係わる情報およびリプログラミングに関する情報は除く。)により行う。

### 3. 今後の検討

今後、実施時期を含む未検討事項の検討を継続する。

なお、この検討会とは別に、使用過程車の安全・環境性能の向上のため、整備事業におけるスキャンツールの普及と活用促進に努力することとし、本検討会であり方を検討する情報提供のみならず、整備事業者における新技術に係る知識の普及促進、標準的な汎用ツールのあり方の検討、その他関係業界間での情報交換を行うこととしたい。